

5 海 振 第 153 号
令和 5 年 4 月 5 日

岐阜県知事 殿

東海農政局長

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

このことについて、令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 2670 号により農林水産事務次官から別添（写）のとおり通知があったので、御了知の上、事業の実施にあたっては、適切な対応をお願いします。

問合せ先

東海農政局農村振興部設計課

調整係 渡邊

〒460-8516

名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話 052-223-4639（ダイヤルイン）

052-201-7271（内線 2663）



4 農振第 2670 号
令和 5 年 3 月 31 日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について

土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知)の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 10 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>1 別表の事業等の欄に掲げる（1）、（2）、（8）、（9）、（10）、（11）、（13）及び（14）の事業（ただし、（8）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業及び農業基盤整備促進事業、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）、（11）の事業のうち実施計画等策定事業（計画策定事業に限る。）並びに（13）の事業のうち計画策定等事業を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（削る。）</p> <p><u>2・3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 別表の事業等の欄に掲げる（5）の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）事前探査の<u>範囲</u>に著しい変更</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>5～8</u> （略）</p> <p>（事業遅延の<u>届出</u>）</p> <p>第 12 （略）</p> <p>第 13～第 24 （略）</p> <p>（間接補助金交付の際付すべき条件等）</p> <p>第 25 （略）</p> <p>2 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る<u>入札等</u>に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>第 1～第 10 （略）</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>1 別表の事業等の欄に掲げる（1）、（2）、（8）、（9）、（10）、（11）、（13）及び（14）の事業（ただし、<u>（2）の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業</u>、（8）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）、草地畜産基盤整備事業、農村環境計画策定事業及び農業基盤整備促進事業、（9）の事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、（10）の事業のうち実施計画策定事業（施設計画策定事業に限る。）、（11）の事業のうち実施計画等策定事業（計画策定事業に限る。）並びに（13）の事業のうち計画策定等事業を除く。）に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>2 別表の事業等の欄に掲げる（2）の事業のうち地理情報システム高度利用推進事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</u></p> <p><u>（1）都道府県が行う事業</u></p> <p><u>ア 地区の変更</u></p> <p><u>イ 各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 200 万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>（2）公営団体が行う事業</u></p> <p><u>各費目の 30 パーセントを超える額の増減。ただし、増減額が 100 万円以下の場合を除く。</u></p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 別表の事業等の欄に掲げる（5）の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更</p> <p>（1）事前探査の<u>範囲</u>に著しい変更</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>6～9</u> （略）</p> <p>（事業遅延の<u>提出</u>）</p> <p>第 12 （略）</p> <p>第 13～第 24 （略）</p> <p>（間接補助金交付の際付すべき条件等）</p> <p>第 25 （略）</p> <p>2 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る<u>入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）</u>に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。</p> <p>3～7 （略）</p>

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正後		現行	
別記1（第4、7、10、12、13、14、15、17関係）		別記1（第4、7、10、12、13、14、15、17関係）	
補助事業者の区分	提出先	補助事業者の区分	提出先
(1)・(2) (略)	(略)	(1)・(2) (略)	(略)
(3) (略) (削る。)	(略)	(3) (略) <u>(4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術 実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会</u>	(略)
<u>(4)</u> (略)		<u>(5)</u> (略)	
<u>(5)</u> (略) (削る。)	(略)	<u>(6)</u> (略) <u>(7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術 実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会</u>	(略)
<u>(6)</u> (略)		<u>(8)</u> (略)	
<u>(7)</u> (略)	(略)	<u>(9)</u> (略)	(略)
別記2（第5、第6、第10、12、13、16、17、18、20、25関係）		別記2（第5、第6、第10、12、13、16、17、18、20、25関係）	
補助事業者の区分	決定者等	補助事業者の区分	決定者等
(1)～(3) (略) (削る。)	(略)	(1)～(3) (略) <u>(4) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術 実践向上研修を行う北海道土地改良事業団体連合会</u>	(略)
<u>(4)</u> (略)		<u>(5)</u> (略)	
<u>(5)</u> (略) (削る。)	(略)	<u>(6)</u> (略) <u>(7) 土地改良融資事業等指導監督のうち土地改良区体制強化事業における技術 実践向上研修を行う沖縄県土地改良事業団体連合会</u>	(略)
<u>(6)</u> (略)		<u>(8)</u> (略)	
<u>(7)</u> (略)	(略)	<u>(9)</u> (略)	(略)

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採択基準等	補助率		摘要
			都府県	北海道	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 都道府県が行う諸土地改良事業	畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	(略)	(略)			「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(1)～(3)の事業にあっては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の $\frac{9}{10}$ に充てる額の $\frac{1}{3}$ 以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(4)の

別表（第3関係）

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採択基準等	補助率		摘要
			都府県	北海道	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 都道府県及び公営団体が行う諸土地改良事業	1 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 2 地理情報システム高度利用推進事業	(略) 地理情報システム高度利用推進事業実施要綱(令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業に該当するもの	(略) (1) 定額 (2) ドローン等新技術で取得した画像データ等を既存のGISに蓄積し、共有・利用するために、GISの改修等を行うものにあつては、(1)にかかわらず、当該補助事業費の50%	(略) (1) 定額 (2) ドローン等新技術で取得した画像データ等を既存のGISに蓄積し、共有・利用するために、GISの改修等を行うものにあつては、(1)にかかわらず、当該補助事業費の50%	
(3) 全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業	(略)	(略)			「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(1)～(3)の事業にあっては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費の $\frac{10}{10}$ に充てる額の $\frac{3}{10}$ 以内。 「事業等又は補助対象事業の区分」欄の(4)の

					事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備に要する経費の2分の1以内。土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内
(4) 市町村及び土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(1) 当該間接補助事業費の60% (2) 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の85% (削る。)	当該間接補助事業費の70% (削る。)	
(5)・(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

					の(4)の事業にあつては、土地改良区等が行う土地改良施設の整備に要する経費の2分の1以内。土地改良施設維持管理適正化事業に係る事務については、当該事務に要する経費の50%以内
(4) 都道府県が行う国営造成施設管理体制整備促進事業並びに市町村及び土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(1) 操作体制整備型 ア 当該間接補助事業費の60% イ 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、当該間接補助事業費の85% (2) 管理体制整備型 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2分の1	(1) 操作体制整備型 当該間接補助事業費の70% (2) 管理体制整備型 当該間接補助事業費の2分の1	
(5)・(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	<p>(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業(ただし、(3)を除く。)</p> <p>(3) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業</p>	<p>(削る。)</p>	<p>定額</p> <p>(削る。)</p>	<p>定額</p> <p>(削る。)</p>			<p>(3) 国営流域治水対策型</p>	<p>(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの</p> <p>(新設)</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p>	
--	---	--------------	------------------------	------------------------	--	--	----------------------	---	--	--	--

	(2) 経営体育成促進換地等調整事業	<p><u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの</u></p>	<p><u>29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下この区分において同じ。)</u> <u>を作成した地区で行うもの</u>にあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p>	<p>(1)～(4) (略) (5) 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p>	<p>(1)・(2) (略) (3) 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p>		(2) 経営体育成促進換地等調整事業	(新設)	<p>事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p> <p>(1)～(4) (略) (5) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p>	<p>(1)・(2) (略) (3) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(1)の実施計画策定事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</p>	
--	--------------------	---	--	---	---	--	--------------------	------	--	--	--

	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 農村環境計画策定事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	5 農業基盤整備促進事業 (1) 定率助成ア～ク(略)	農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(2) 定額助成	農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
(9) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農地整備事業 (1) 農業生産基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(2) 農業生産基盤整備附帯事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(3) 営農環境整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(4) 農業経営高度化支援事業	(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平	(1) 当該補助事業費及び		

	3 (略)	(略)	(略)	(略)	
	4 農村環境計画策定事業	(新設)	(略)	(略)	
	5 農業基盤整備促進事業 (1) 定率助成ア～ク(略)	農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(2) 定額助成	農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの	(略)	(略)	
(9) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 農地整備事業 (1) 農業生産基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(2) 農業生産基盤整備附帯事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(3) 営農環境整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの	(略)	(略)	
	(4) 農業経営高度化支援事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30	当該補助事業費及び間接		

		<p>成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 6 の 2</u> の要件に該当するもの(ただし、(2)を除く。)</p> <p>(2) <u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知) 第 6 の 2 の要件に該当するものうち農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上支援事業及び水田貯留機能向上推進事業</u></p>	<p>(1) 当該補助事業費及び間接補助事業費の 62.5%</p> <p>(2) <u>沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 82.5%</u></p> <p>(3) <u>奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 67%</u></p> <p>(4) <u>離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%</u></p> <p>定額</p>	<p>間接補助事業費の 62.5%</p> <p>(2) <u>離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 65%</u></p> <p>定額</p> <p>(略)</p>			<p>年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 6 の 1</u> の要件に該当するもの</p> <p>(新設)</p>	<p>当該補助事業費及び間接補助事業費 62.5%</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>補助事業費の 62.5%</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		
(5) 機構集積推進事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 6 の 2</u> の要件に該当するもの	(1) (略) (2) 沖縄県、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 7.5% <p>(3) <u>奄美群島において行うものに</u></p>	(略)	(略)		(5) 機構集積推進事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知) <u>第 6 の 1</u> の要件に該当するもの	(1) (略) (2) 沖縄県、 <u>奄美群島</u> 、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の 7.5% <p>(新設)</p>	(略)	(略)	

	<p>2 実施計画等策定事業 (1) 実施計画策定事業</p>	<p><u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの</u></p>	<p><u>あつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の7%</u> <u>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の10%</u></p>	<p>(1)～(3) (略) <u>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</u> <u>(5) 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)の別紙2第6の1の規定に基づいて都道府県が策定した計画をいう。以下この区分において同じ。)を作成した地区で行うものにあつては、(1)から(4)までの規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万</u></p>		<p>2 実施計画等策定事業 (1) 実施計画策定事業</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の10%</u></p>	<p>(1)～(3) (略) (新設)</p>	<p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (新設)</p> <p><u>(2) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず定額(ただし、最長4年間で、2の(2)の経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)</u></p>
--	-------------------------------------	--	--	---	--	-------------------------------------	-------------	--	-----------------------------	---

	(2) 経営体育成促進換地等調整事業	<u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの</u>	併せて5,000万円を上限とする。)	円を上限とする。)	
	3 農村環境計画策定事業	<u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第6の2の要件に該当するもの</u>	(1)～(4) (略) (5) 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うもの	(1) (略) (2) <u>離島において行うもの</u> にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65% (3) 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域で行うもの又はスマート農業導入推進計画を作成した地区で行うもの	
(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び	1・2 (略) 3 実施計画策定事業	(略) (略)	(略) (1)～(4) (略) (5) 施設計画策定事業及び機能保	(略) (1)・(2) (略) (3) 施設計画策定事業及	

	(2) 経営体育成促進換地等調整事業	(新設)			
	3 農村環境計画策定事業	(新設)	(1)～(4) (略) (5) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うもの	(1) (略) (新設) (2) 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域で行うもの	
(10) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び	1・2 (略) 3 実施計画策定事業	(略) (略)	(略) (1)～(4) (略) (5) 施設計画策定事業、機能保全計	(略) (1)・(2) (略) (3) 施設計画策定事業、機	

土地改良区が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業			全計画策定事業 にあつては、(1) から(4)までの規 定にかかわらず、 定額 (6) (略)	び機能保全 計画策定事 業にあつて は、(1)及び (2)の規定に かかわらず、 定額 (4) (略)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(12) 都道府県が行う水利施設管理強化事業、 <u>市町村及び土地改良区等</u> が行う水利施設管理強化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
(13) ・ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(備考1)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

土地改良区が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業			画策定事業及び 資産評価デー タ整備事業にあ つては、(1)から(4) までの規定にか かわらず、定額 (6) (略)	能保全計画 策定事業及 び資産評価 データ整備 事業にあつ ては、(1)及 び(1)の規定 にかかわら ず、定額 (4) (略)	
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(12) 都道府県が行う水利施設管理強化事業及び <u>市町村</u> が行う水利施設管理強化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
(13) ・ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(備考1)

- 昭和55年3月31日における旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で昭和55年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき昭和54年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 平成2年3月31日における旧過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で平成2年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成2年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 都道府県営排水対策特別事業実施要綱(昭和54年7月10日付け54構改D第375号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和61年度以前に採択された地区及び都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱(昭和62年8月21日付け62構改D第904号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成4年度までに採択された地区のうち、現に施行している地区に係る平成5年度以降の国の補助については、第2に規定する表の事業等又は補助対象事業の区分の欄の「水田営農活性化排水対策特別事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。
- 地域改善対策農業基盤整備事業実施要綱(昭和62年4月1日付け62構改D第329号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成8年度までに採択された地区のうち、平成9年3月31日において現に施行している地域改善対策農業基盤整備事業であつて、当該事業に要する費用につき平成8年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成9年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 平成7年度及び平成8年度に採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成9年4月1日付け9構改D第254号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の

1～18 (略)

(備考2)～(備考4) (略)

(備考5)

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては60%、令和5年度にあつては60%、令和6年度にあつては58.4%、令和7年度にあつては56.8%、令和8年度にあつては55.2%、令和9年度にあつては53.6%とする。

別記様式第1号(第4関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣) 殿
(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 収支予算書(別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助及び土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては不要とする。)

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画(別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第5及び別紙第6のとおり。)

4・5 (略)

(注1)～(注3) (略)

別紙第1 (略)

別紙第2

欄の(7)採択基準等の欄の(1)の(オ)に掲げる農場型交換分合に係る平成9年度及び平成10年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

6～23 (略)

(備考2)～(備考4) (略)

(備考5)

別表の事業等の欄の(14)に掲げる事業を、特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とし、離島の特別特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う場合は、令和4年度から令和9年度までの交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和4年度にあつては60%、令和5年度にあつては60%、令和6年度にあつては58.4%、令和7年度にあつては56.8%、令和8年度にあつては55.2%、令和9年度にあつては53.6%とする。

別記様式第1号(第4関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長(別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては農林水産大臣) 殿
(別記1の補助事業者の区分(1)及び(2)にあつては(国土交通省北海道開発局長 経由))

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 収支予算書(別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては不要とする。)

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画(別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあつては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第5及び別紙第6のとおり。)

4・5 (略)

(注1)～(注3) (略)

別紙第1 (略)

別紙第2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合 (略)
(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

2～8 (略)

9 国営造成施設管理体制改革準備促進事業については、受益面積の欄は記入不要とする。

10～12 (略)

団体営事業(草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業)の場合 (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

3～8 (略)

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の(7)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

(1) (略)

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合 (略)
(記載要領)

1 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。))、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、**管理体制整備計画更新(策定)費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費**、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

2～8 (略)

9 国営造成施設管理体制改革準備促進事業については、**事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。また、**受益面積の欄は記入不要とする。

10～12 (略)

団体営事業(草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業)の場合 (略)

(記載要領)

1 (略)

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。))、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、**管理体制整備計画更新(策定)費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費**、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用)及び促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

3～8 (略)

9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の(7)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。

(1) (略)

(2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度等の活用に関する指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。

(3) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に実施予定筆数及び地積 (㎡) を記載すること。

(4) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。

(5)・(6) (略)
(削る。)

10～13 (略)

(削る。)

(2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度活用等推進指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。

(新設)

(3) 土地改良区が行う土地改良区体制強化のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。

(4)・(5) (略)

10 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。

11～14 (略)

15 水利施設等保全高度化事業のうち実施計画策定事業（資産評価データ整備事業に限る。）にあつては、「事業費」欄に資産評価データ整備を実施する対象土地改良区数を記載すること。

別紙第3

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経費の配分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳				備考
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等		その他	
				都道府県 補助金	土地改良区 等拠出金		
		円	円	円	円	円	

(記載要領)

- 「費目」欄には、「資金造成等」と「事務費」の別を記載すること。
- 資金造成等にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額及び財政融資資金からの借入金の合計を記載し、財政融資資金からの借入額は「その他」欄に記載すること。

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全体計画の概要

各地方連 合会名	資金造成の明細					財政 融資 資金	資金 造成 及び 財政 融資 資金 の計	交付金の明細			備考
	資金拠 出土地 改良区 等数	資金拠出区分						交付金 交付対象 土地改良 区等数	土地改良 施設整備 補修 総事業費	交付 金額	
		土地改 良区等 拠出金	都道府県 補助金	国庫 補助金	計						
	円	円	円	円	円	円		円	円		

(記載要領)

- 整備補修事業にあつては、「財政融資資金」及び「資金造成及び財政融資資金の計」の欄は削除する。
- 防災減災機能等強化事業にあつては、「資金造成の明細」は「交付金の財源」と読み替えるものとし、「資金拠出区分」は「財源の拠出区分」と読み替えるものとする。

別紙第5

経費の配分及び負担区分 (略)

別紙第3

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経費の配分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳					備考
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等			その他	
				地方公共団体補助金	土地改良区 等拠出金	小計		
		円	円	円	円	円	円	

(記載要領)

- 「費目」欄には、「資金造成」と「事務費」の別を記載すること。
- 資金造成にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額を記載すること。

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全体計画の概要

各地方連 合会名	資金造成の明細					交付金の明細			備考
	資金拠出 土地改良 区等数	資金拠出区分				交付金 交付対象 土地改良 区等数	土地改良 施設整備 補修 総事業費	交付 金額	
		土地改 良区拠 出金	地方公共団体補助金	国庫 補助金	計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	

(新設)

別紙第5

経費の配分及び負担区分 (略)

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

別紙第6

事業の内容及び計画（又は実績）（略）

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

別記様式第2号（第8、第25関係）・別記様式第3号（第10関係）（略）

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 （略）

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に 実施 するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査に必要な経費」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開に必要な経費」を記載すること。

別紙第6

事業の内容及び計画（又は実績）（略）

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあっては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載すること。

別記様式第2号（第8、第25関係）・別記様式第3号（第10関係）（略）

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 （略）

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に 完了 するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	

	円	円	%	円		
合計						

(記載要領)

- (略)
- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号(第13関係) (略)

別紙第7

- (略)
- 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

(注) 事業費の欄には資金造成等と事務費を区分し、資金造成等については、資金造成の総額及び財政融資資金からの借入額の合計を記載すること。

別紙第8

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年12月31日までに完了したもの		〇〇年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

(記載要領)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策については別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 「事業費」の欄には、事業の出来高(助成金の支払金額、施設整備工事の出来高)を金額に換算した額等を記載すること。

別記様式第6号(第14関係)

	円	円	%	円		
合計						

(記載要領)

- (略)
- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に完了するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号(第13関係) (略)

別紙第7

- (略)
- 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

(注) 事業費の欄には資金造成と事務費を区分し、資金造成については、資金造成額を記載すること。

別紙第8

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年12月31日までに完了したもの		〇〇年1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

(記載要領)

- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 「事業費」の欄には、事業の出来高(助成金の支払金額、施設整備工事の出来高)を金額に換算した額等を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号(第14関係)

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））
官署支出官 〇〇 殿
（第 14 第 1 項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 14 の規定に基づき、概算払の請求をしたので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（記載要領）
1 （略）
2 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 3 の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第 7 号（第 15 第 1 項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年月日

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））
官署支出官 〇〇 殿
（第 14 第 1 項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 14 の規定に基づき、概算払の請求をしたので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注 2）

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（記載要領）
1 （略）
2 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別紙第 1 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 3 の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第 5 の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第 7 号（第 15 第 1 項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 15 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。（注 2））

記

- 1 （略）
- 2 収支精算書（別紙第 9 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 11 のとおり。）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第 2 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 3 及び別紙第 4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第 5 及び別紙第 6 のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第 12 又は別紙第 13 を添付すること。）

4・5 （略）

（注 1）～（注 5）（略）

別紙第 9・別紙第 10 （略）

別紙第 11

収 支 精 算 書

- 1 （略）
- 2 支出の部 （略）
（記載要領）
「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2) 特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること

別紙第 12・別紙第 13 （略）

別記様式第 8 号（第 15 第 2 項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号

〇〇農政局長（別記 1 に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記 1 の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）第 15 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。（注 2））

記

- 1 （略）
- 2 収支精算書（別紙第 9 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第 11 のとおり。）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第 2 のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあつては別紙第 3 及び別紙第 4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第 5 及び別紙第 6 のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第 12 又は別紙第 13 を添付すること。）

4・5 （略）

（注 1）～（注 5）（略）

別紙第 9・別紙第 10 （略）

別紙第 11

収 支 精 算 書

- 1 （略）
- 2 支出の部 （略）
（記載要領）
「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては、「(1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2) 特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載し、地理情報システム高度利用推進事業にあつては、補助事業者が都道府県の場合は、「国営及び国営関連事業地区における実証調査」を記載し、補助事業者が公募団体の場合は、「施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開」を記載すること

別紙第 12・別紙第 13 （略）

別記様式第 8 号（第 15 第 2 項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号

年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況（略）

（注1）（略）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）・（注4）（略）

別記様式第9号（第15第5項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～4（略）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）～（4）（略）

5・6（略）

年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況（略）

（注1）（略）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策及び地理情報システム高度利用推進事業にあつては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）・（注4）（略）

別記様式第9号（第15第5項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～4（略）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）～（4）（略）

5・6（略）

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 23 関係） （略）

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号（第 23 関係） （略）